

川崎市薬局DOTS実施要領

1 目的

結核のまん延防止と多剤耐性結核の発生予防のために、結核患者に抗結核薬を確実に服用させることを目的した「川崎市DOTS実施要綱」（平成19年4月1日付け19川健疾第451号）（以下「実施要綱」という。）に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第2項により結核指定医療機関として指定された薬局（以下「指定薬局」という。）における直接服薬確認療法（以下「薬局DOTS」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 内容

結核患者への地域における確実なDOTSの実施方法の1つとして、指定薬局の協力により薬局DOTSを行う。

3 薬局DOTS対象者

実施要綱第6条の規定により、支援頻度がAとされた者で、標準治療による治療を継続していて、本人の同意のもと、あらかじめ定めた指定薬局に自ら通うことができる者を本要領における対象者（以下「薬局DOTS対象者」という。）とする。

4 支援薬局

薬局DOTSを行う指定薬局（以下「支援薬局」という。）は、あらかじめ各区役所保健福祉センター（以下「保健所」という。）において把握されたものの中から、事前に薬局DOTS対象者及び保健所の保健師と面談等を行った上で定めるものとする。

5 実施方法

(1) 保健所の役割

ア 保健所は、主治医と連絡を取り調整した後、薬局DOTS対象者及

び支援薬局とカンファレンスを行い、個別患者支援計画を作成する。
なお、入院中の薬局DOTS対象者については、退院前に薬局DOTS対象者、病院（主治医・病棟看護師・薬剤師等）及び支援薬局とカンファレンスを行うことが望ましい。

イ 保健所は、主治医に薬局DOTSの実施について協力を依頼し、共通認識を十分に図る。また、適時、服薬情况等の報告を行うと共に、外来治療中における注意事項や連絡方法などを確認する。

(2) 支援薬局の役割

ア 支援薬局は、薬局DOTS対象者に目前で服薬してもらおう。来局しない日の分は1日分ずつの薬をピルケースに入れて薬局DOTS対象者に渡し、翌日薬殻を確認する。（予備に1日分の薬を渡しておく。）

イ 支援薬局は、服薬及び薬殻の確認の結果について、「お薬の記録」（別添）及び「チェックリスト」（様式1）に記載する。

ウ 支援薬局は、月毎あるいは治療が終了した際に、「チェックリスト」（様式1）を保健所へ提出する。

(3) 薬局DOTS対象者の役割

ア 薬局DOTS対象者は、週3日薬局に来局して、薬剤師の目前で服薬し、前日の薬殻を提出する。

イ 薬局DOTS対象者は、病院への外来受診時に「お薬の記録」を主治医に提示する。

(4) 主治医の役割

ア 主治医は「お薬の記録」に、治療内容や菌情報及び治療終了等を記入する。

イ 主治医は、治療の終了時等薬局DOTSの実施に必要な事項につい

て、すみやかに保健所へ連絡する。

(5) 薬局DOTS対象者が来局しなかった場合

薬局DOTS対象者が取り決めた日時に支援薬局に来局しなかった場合については、あらかじめ定めた次のいずれかの方法により対応するものとする。

パターン1：支援薬局は、薬局DOTS対象者へ連絡を取り、来局しての服薬を促す。

来局が困難な場合は、支援薬局の薬剤師が、薬局DOTS対象者宅に薬を届け服薬確認をする。

パターン2：支援薬局は、薬局DOTS対象者へ連絡を取り、来局しての服薬を促す。

来局が困難な場合は、保健所へ連絡する。保健所の保健師等が訪問しDOTSを実施する。

6 謝礼

支援薬局に対して、月毎あるいは治療の終了の際に、保健所に提出された「チェックリスト」により、次の謝礼金を支払うものとする。

(1) 来局によるDOTS 300円 / 1回

(2) 訪問によるDOTS 1,000円 / 1回

附則

この要領は、平成17年7月1日より施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日より改正施行する。